

浜の宮松竹園 居宅介護支援センター

指定番号 2872201807

重要事項説明書

2024年4月1日更新

重 要 事 項 説 明 書

1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人カリタスの里
法人の所在地	兵庫県加古川市別府町新野辺538-9
法人代表者	理事長 松本 竹史
連絡先	079-422-5552

2 事業所の概要

事業所名	浜の宮松竹園居宅介護支援センター
所在地	兵庫県加古川市別府町新野辺北町5丁目98
管理者	亀田 朝枝
連絡先	079-435-4455
事業者指定番号	2872201807
サービス提供実施地域	加古川市 高砂市 加古郡播磨町 加古郡稲美町

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とする。
運営方針	① 利用者が、要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように、適切なサービスが、総合かつ効率的に提供されるよう配慮する。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び介護福祉サービスを、多様な事業所の連携により、適切に提供されるよう配慮し努めるものとする。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることがないように公正・中立に行うものとする。 ④ 市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険（福祉）施設との連携に努める。

4 職員体制

職種	職務内容	人員
管理者	事業に必要な管理を行う	常勤1名 (介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援の提供を行う	常勤1名以上

5 営業日及び営業時間

原則として、12月30日から1月3日までを除く月曜日から金曜日の午前8：30～午後5：30となっています。ただし、緊急その他やむを得ない場合等は営業時間外でも電話（079-435-4455）で24時間連絡が可能な体制をとっております。

6 サービスの内容と利用料

【サービスの内容】

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	毎月及び要介護度の変更等利用者の状況が変化した時には、利用者に必要な援助を考えて、複数事業所の紹介をご提案し利用する事業所を選択していただきます。その後、利用が決定した事業所を含めた関係者に呼びかけ、サービス担当者会議等を実施。それぞれの役割を確認した上で、居宅サービス計画を利用者に交付します。またその際にはサービス内容（居宅サービス事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることがかのうであることを説明）及び利用者負担額を説明し、文書による署名か捺印による同意を得ます。サービスを提供するにあたり、各サービス関係機関及び行政や医療機関との連絡・調整を行います。 事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。 - 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合 - 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合
サービス実施状況及び課題の把握	特別な事情がない限り（入院等）、ひと月に1回は介護支援専門員が家庭訪問し、サービスの内容が適切かどうかの話し合いをします。 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

	・利用者の同意を得る。 ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ている。 利用者の状態が安定している。 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる。 （家族のサポートがある場合も含む） テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は、利用者の居宅を訪問すること。
給付管理	介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
連絡	希望があれば利用者へ行うものと同様の連絡を家族等に行います。
相談・連絡の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

【料金】

利用料等	介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。 （全額介護保険により負担されます。） ただし、介護保険料の滞納がある場合は、市町村により決められた料金を全額いただきます。指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、市役所福祉課窓口にて、差額の払い戻しを受けることができます。 1単位＝10.21円 地域加算は全国各市町村による基準に準ずる。 ＜国の定める基準額＞ <u>○居宅介護支援費Ⅰ</u> ※介護支援専門員1人に当りの利用者の数が40人未満の場合 <table> <tr> <td>要介護1，2</td> <td>1076単位</td> </tr> <tr> <td>要介護3，4，5</td> <td>1398単位</td> </tr> </table> ※40人以上60人未満の場合40以上の部分 <table> <tr> <td>要介護1，2</td> <td>539単位</td> </tr> <tr> <td>要介護3，4，5</td> <td>698単位</td> </tr> </table> ※40人以上の場合の場合60以上の部分 <table> <tr> <td>要介護1，2</td> <td>323単位</td> </tr> <tr> <td>要介護3，4，5</td> <td>418単位</td> </tr> </table>	要介護1，2	1076単位	要介護3，4，5	1398単位	要介護1，2	539単位	要介護3，4，5	698単位	要介護1，2	323単位	要介護3，4，5	418単位
要介護1，2	1076単位												
要介護3，4，5	1398単位												
要介護1，2	539単位												
要介護3，4，5	698単位												
要介護1，2	323単位												
要介護3，4，5	418単位												

	○居宅介護支援費Ⅱ ※介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合 要介護1, 2 1076単位 要介護3, 4, 5 1398単位 ※45人以上60人未満の場合45以上の部分 要介護1, 2 522単位 要介護3, 4, 5 677単位 ※45人以上の場合の場合60以上の部分 要介護1, 2 313単位 要介護3, 4, 5 406単位 ＜加算＞ ※ 加算算定要件については重要事項（別紙）にて説明 ① 特定事業所加算(Ⅰ) 505単位 特定事業所加算(Ⅱ) 407単位 ★ 特定事業所加算(Ⅲ) 309単位 特定事業所医療介護連携加算 125単位 特定事業所加算(A) 100単位 ② 入院時情報連携加算 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位 ★ 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位 ③ 通院時情報連携加算 50単位/月 ④ 退院・退所加算 退院・退所加算(Ⅰ)イ 450単位 退院・退所加算(Ⅰ)□ 600単位 退院・退所加算(Ⅱ)イ 600単位 退院・退所加算(Ⅱ)□ 750単位 退院・退所加算(Ⅲ) 900単位 ⑤ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位 ⑥ ターミナルケアマネジメント加算 400単位 ⑦ 特別地域居宅介護支援加算所定単位の15%加算 ⑧ 初回加算 300単位 ⑨ 運営基準減算 所定単位数の50%で算定 2ヶ月以上継続時は算定しない ⑩ 特定事業所集中減算
交通費等	利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は、交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は、後日詳細を説明させていただき納得の上ご利用していただきます。

7 個人情報の使用について

利用者及び利用者家族の個人情報の使用については、別に定める「個人情報使用同意書」に記入されている事業者等に対して、ご利用者への円滑なサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員及びサービス担当者と事業者等との連絡調整等において必要な場合のみ使用します。同意書への同意が為されない場合、適切なサービス調整ができず、一体的なサービス提供ができなくなります。

5年間はサービス提供の記録を保管し、記録の閲覧及び別紙に定める実費をいただくこと利用者及び家族に限り写しの交付を行います。

8 相談・苦情等窓口

苦情受付窓口	・当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。 担当 管 理 者 亀 田 朝 枝 電話番号 079-435-4455 FAX 079-435-4464
苦情処理担当者	担当 社会福祉法人カリタスの里 苦情処理担当 法人本部事務局長 大 林 克 樹 電話番号 079-422-5552 FAX 079-457-0101
その他	当施設以外に、ご利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者あるいは市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

相談・苦情の内容に応じて、次の機関でも受け付けています。

- ・要介護認定等の市町村の処分に不服がある場合及びサービスについて苦情、相談がある場合

名称	連絡先
加古川市役所福祉部介護保険課	079-427-9123
高砂市福祉部介護保険課	079-443-9063
稲美町民生部健康福祉課介護保険係	079-492-1212
播磨町民生部健康福祉課介護保険係	079-435-0355

- ・要介護者等のサービスについて苦情、相談がある場合

兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5617
----------------	-------------------

9 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員に関しては、いつでも変更できます。ご相談ください。

10 解約

利用者は当所に対し解約のお申し出をいただくことによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、ご利用者に対して契約終了日1ヶ月前に理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。この場合、他の居宅介護支援事業者に関する情報をお伝えするなど、継続して介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

11 契約の終了

次の場合には自動的に契約は終了します。

- 利用者が介護保健施設に入所した場合。
介護保健施設等入所に当たっては、必要な支援を行います。
- 利用者が要介護でなくなった場合。
地域の保健福祉一般施策の情報提供等の支援を行います。
- 利用者が死亡した場合。

12 賠償責任

指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合は損害を賠償します。

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関して

1 居宅介護支援について

- (1) 要介護認定までに、利用者が居宅サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から 7 日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- (2) (1) の場合において、事業者は、居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 事業者は、(2) により作成した居宅サービス計画について、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な居宅サービス計画の見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 事業者は、要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この際に、利用者から解約の申し入れがあった場合には、契約書本文第 2 条第 1 項の規程にかかわらず、この契約は終了し、同第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、解約料はいただきません。

3 注意事項

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者が全額負担することになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において負担することとなります。

重 要 事 項 説 明 書 (別紙)

【利用料金について】

介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険により負担されます。）ただし、介護保険料の滞納がある場合は、料金をいただきます。指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、市役所福祉課窓口にて、差額の払い戻しを受けることができますのでご相談ください。

○居宅介護支援費Ⅰ

※介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が40人未満の場合

要介護 1, 2 1076単位

要介護 3, 4, 5 1398単位

※40人以上60人未満の場合 40 以上の部分

要介護 1, 2 539単位

要介護 3, 4, 5 698単位

※60人以上の場合の場合 60 以上の部分

要介護 1, 2 323単位

要介護 3, 4, 5 418単位

○居宅介護支援費Ⅱ

※令和3年4月より一定の情報通信機器の活用または事務職員の配置を行っている事業所が該当できる制度が創設される。令和6年度より情報連携システムの導入と事務職員の配置を行っている事業所が該当する内容に変更される。

※介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が45人未満の場合

要介護 1, 2 1076単位

要介護 3, 4, 5 1398単位

※45人以上60人未満の場合 45 以上の部分

要介護 1, 2 522単位

要介護 3, 4, 5 677単位

※60人以上の場合の場合 60 以上の部分

要介護 1, 2 313単位

要介護 3, 4, 5 406単位

＜加算＞ ※平成28年5月1日より特定事業所加算（Ⅲ）を加算させていただきます。

※平成28年7月1日より特定事業所加算(Ⅲ)から（Ⅱ）を加算させていただきます。

特定事業所加算(Ⅰ) 505単位

特定事業所加算(Ⅱ) 407単位

特定事業所加算(Ⅲ)	309単位
特定事業所医療介護連携加算	125単位
特定事業所加算(A)	100単位

特定事業所加算 要件

特定事業所加算(Ⅰ)(A)～(M)全て満たすこと

- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を2名以上配置していること。
- ・常勤かつ専従の介護支援専門員を含め3名以上配置

特定事業所加算(Ⅱ)

- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置していること。
- ・常勤かつ専従の介護支援専門員を含め3名以上配置

特定事業所加算(Ⅲ)

- ・常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置

A) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を1名(特定Ⅰは2名)以上配置していること。

B) 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。

C) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。

D) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5であるものの割合が4割以上であること。(特定Ⅰのみ)

E) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。(携帯電話等の転送による対応も可能である)

F) 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

G) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を当該支援が困難な事例に係るものに指定居宅介護支援を提供していること。

H) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

I) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

J) 介護支援専門員1人当りの利用者の平均件数が40名未満であること。居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は45名未満であること。

K) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること。

L) 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と、共同で事例検討会や研修会等を実施していること。

M) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等 対象サービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動による サービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

特定事業所医療介護連携加算 算定要件

A) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算（Ⅰ）イ（Ⅰ）ロ（Ⅱ）イ（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（厚生労働大臣が定める基準85の2イからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう）の合計が35回以上であること。

B) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。

C) 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）または（Ⅲ）を算定していること。

入院時情報連携加算 要件

入院時情報連携加算（Ⅰ）

200単位

要件：利用者が病院・診療所に入院後3日以内に病院・診療所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供。提供方法はFAX・郵送・MAILで行う

入院時情報連携加算（Ⅱ）

100単位

要件：利用者が病院・診療所に入院後4日以上7日以内に病院・診療所の職員に対し、利用者の

必要な情報を提供。提供方法はFAX・郵送・MAILで行う
※ 利用者1人につき1月に1回を限度とし、加算（Ⅰ）又は加算（Ⅱ）いずれか一方

通院時情報連携加算 要件

医師の診察を受ける際に同席し、心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合のみ。

通院時情報連携加算

50単位/月

通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合に算定

退院・退所加算 要件

加算（Ⅰ）イ	450単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位

（Ⅰ）イ：病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受ける。

（Ⅰ）ロ：イにおける情報提供をカンファレンスより1回受ける。

（Ⅱ）イ：（Ⅰ）イにおける情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受ける。

（Ⅱ）ロ：（Ⅱ）イにおける情報提供を2回受けており1回以上はカンファレンスで受ける。

（Ⅲ）：（Ⅰ）イにおける情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによる。

※初回加算を算定する場合は、算定できない。

ケアプラン策定にかかる主治の医師等の明確化

退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する

緊急時等居宅カンファレンス加算 要件 月2回まで) 200単位

ターミナルケアマネジメント加算 要件 400単位

在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）に対して、死亡日および死亡日14日以内に2日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て居宅を訪問して利用者の心身の状況等を記録し、主治医および居宅サービス計画に位置づけたサービス事業所に提供。

・ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備した場合。

ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする

特別地域居宅介護支援加算 要件 所定単位の15%加算とする。

初回加算 要件 300単位

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）について評価

< 減算 >

運営基準減算 要件

減算要件に該当した場合

要介護1・2

50%減算

要介護3・4・5

- ・サービス担当者会議の開催又は担当者に対する照会を行っていない。
- ・居宅サービス計画原案を利用者又は家族に説明し、文書によりお客様の同意を得た上で、計画を利用者及び担当者に交付していない場合
- ・特段の事情なく1ヶ月に1度利用者の居宅を訪問して、利用者に面接しない場合
- ・モニタリング結果を記録していない状態が1ヶ月以上継続している場合
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型 通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合について家族に説明し、文章によりお客様の同意を得た上で利用者もしくは家族に交付していない場合
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型 通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合について家族に説明し、文章によりお客様の同意を得た上で、利用者もしくは家族に交付していない場合

特定事業所集中減算

要件

2, 042単位

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6か月間（注釈1）に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等（注釈2）の提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を（居宅介護支援費の）所定単位数から減算します。

訪問介護サービス等

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由書（書式任意）を提出してください。正当な理由に該当するかどうか判断します。

正当な理由として考えられる理由については以下のとおりです。

1. 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
 (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。
 (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。
2. 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
3. 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合

4. 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月当たり平均 20 件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。
5. サービスの質が高いことによる利用者の希望を勧奨した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
6. その他正当な理由と市町村長が認めた場合

業務継続計画未策定減算について

業務継続計画未策定減算：▲（所定単位数×1／100）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

その際、一定の経過措置を設ける観点から、令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しないこととする。

なお、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和 3 年度介護報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられてから間もないこと及び非常災害に関する具体的計画の策定が求められていないことを踏まえ、令和 7 年 3 月 31 日までの間、これらの計画の策定を行っていない場合であっても、減算を適用しないこととする。

高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算：▲（所定単位数×1／100）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

<交通費等>

利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は、交通費の実費をいただく場合があります。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、1 kmあたり 30円

(2) 前項の支払を受ける場合には、事前に文書にて説明をし、支払に同意する旨の文書に署名していただきます。

<サービス提供の実施記録等の複写料>

1 枚につき、20円